

士門剛

士門剛 どもん たけし

【プロフィール】

1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。主な著書に、『農協が倒産する日』（東洋経済新報社）、『穀物メジャー』（共著／家の光協会）、『東京をどうする、日本をどうする』（通産省八幡和男氏共著／講談社）、『新食糧法で日本のお米はこう変わる』（東洋経済新報社）など。会員制メールマガジン「アグロマネーニュース」も発行している。

たまたまネット動画で観た

ABEMA NEWSの、2人の経済学者による「熱論」は、とても面白かった。テーマは、「えっ返せるの、国の借金1220兆円はヤバイ」。

ヤバくないと主張したのが、モリタクの愛称でタレント活動する経済アナリストの森永卓郎さん。「世界で一番健全な財政状態なのが日本なんです。おそらくあと3000兆円くらいは（借金しても）何の問題もない」

ヤバイと切り返したのが経済評論家の藤巻健史さん。外資系銀行勤務時代に伝説のトレーダーとして名を馳せた。参院議員（日本維

新の会）の経験もある。

「（これだけ借金したら）残念ながらダメでしょうね。だから日本経済がぐしゃぐしゃになるXデーは近々来るのかなと思っっています。株、国債、円の大暴落。それをきっかけにハイパーインフレの時代が来る」

ご両人がそれぞれ主張を展開する形で番組は終了。その20日後、意外なところから、両者の議論にケリをつけるようなことが起きた。財務省の矢野康治次官が、21

財政圧迫リスク解消に向けて 税金・補助金の見直しが始まった

年10月8日発売の月刊誌「文藝春秋」11月号に異例の一文を投稿したことだ。タイトルも、そのものズバリ、「財務次官、モノ申す『このままでは国家財政は破綻する』」だ。

ヤバイ説を裏付けるような内容だが、さすがに現職財務次官の小文だけに、藤巻氏が言及した、株、国債、円が大暴落するXデーのことには触れていない。財務次官は、財政再建を国民に呼びかけるのが財務次官の本意のようだった。

政府は財政再建の方向へ舵を切り始めた。新年早々そんなエピソードをいくつか紹介してみたい。

税務署が偽装免税業者潰しに動き始めた

日本農業最大の特徴は、零細兼業農家が多いことだ。わが税制は、なぜか零細兼業農家にとって有利に働くような仕組みになっている。その象徴例が、消費増税に伴う優遇措置。課税売上額が1000万円以下で一定の条件をクリアすれば、「免税業者」扱いになり、

消費税の申告・納税義務から免れる。23年10月から実施予定のインボイス制度に伴う優遇措置だ。本コラム昨年12月号で取り上げた農協等特例・卸売市場特例のことである。

ところが財政再建の敵がいる。実際には課税売上額が1000万円以上あるのに、売上を抜くなどして、消費税の申告・納税義務から免れようとする、偽装免税業者になりすます農家だ。

税務署は早くも対策を打ち始めた。産地を抱える税務署が、いつもとは違う目的で農家や集荷業者の税務調査に入っている。税務調査ですぐ思いつくのは脱税摘発だが、どうやらそれが目的ではなさそうだったのだ。集荷業者への税務調査で税務署員が興味を示したのは出荷農家の名簿で、税務調査は二の次という態度に、調査を受ける側が逆に拍子抜けしてしまっただけ。もちろん名簿は業者の協力で税務署員が持ち帰った。

出荷者名簿を集めるのは、どうやら免税業者の洗い直しが目的らしい。そう語るの、自身も税務調査で税務署員の来訪を受け相手の求めに応じて名簿を提出した、東北の水稲・果樹産地で集荷も営

む生産者のAさん。その説明を聞く前に、農家にも課税業者と免税業者があることを説明しておく。他の業種でもそうだが、課税売上額1000万円以上を消費税の納付義務が生じる課税業者、同以下を納付義務が生じない免税業者と区分けしている。

「税務署が目をつけているのは、課税売上額が1000万円に近い農家のようです。課税売上額を900万円台で申告してきたら、消費税の納付義務が生じないように売上を抜くなどして税務申告しているのではないかと怪しんでいるようです。」

例えば、10ha規模で水稻を作付けする場合、課税売上額は1000万円を軽く超えてしまいます。そこで農家は知恵を出し、大半を農協に出荷、残りを商人系業者に出荷して、納税申告には農協出荷分の売上だけを記入して、業者出荷分の売上を抜いてしまい、免税業者になりますケースがあります。これは思いのほか多いようですよ。

もっと大胆なのは、消費税を含めて申告するのがルールなのに、それでは課税売上額が1000万円を超えてしまうので消費税分を

抜いて申告、免税業者になります。消費税額の代わりに農協の手料を税務申告から抜いてしまうケースもあるようですよ」

Aさんの説明にはなかったが、23年10月から実施のインボイス制度に伴い、6年間の期限で取り入れられる農協等特例・卸売市場特例を形骸化するような脱税のケースもある。この特例は仕入れに伴う消費税の税額控除なので、実際には課税売上額が1000万円を超えているのに、税務申告で売上の一部を抜くなどして、偽装免税業者になりすますことだ。

産直販売のケースでも、免税業者なら消費税の納付義務はない。それに目をつけて消費税抜きで販売すれば、割安感を打ち出すことができる。税務署が、それを見逃すワケはない。インボイス実施の2年前から、早くも農家の偽装免税業者が潰しに取りかかり始めていることを銘記すべきだ。

水活交付金の支給厳格化 「おめこぼし」がなくなる

農水省予算で膨張が目立つのは、水田活用直接交付金、略して水活交付金と呼ぶ転作奨励金だ。この名称での転作奨励金は、22年

度予算でちょうど10年目を迎える。その膨張ぶりは左の表で確認できる。

10年間で32%も増えた。米の消費が減り、その分、転作強化が続いたからだ。これは致し方ないとしても、転作奨励金なのに水田での麦や大豆などの畑作物の作付けが定着、つまり本作になっても転作奨励金をもらい続けるケースがある。これは交付ルールに背くもので、いわば「おめこぼし」だ。

この「おめこぼし」に、農水省は見直しに動いた。12月9日付け北海道新聞夕刊が、「農水省、コメ転作交付金を厳格化来年度から、生産5年間ゼロ対象外」と伝えている。

「コメを今後5年間作らない農地について、新たな作物の生産が定着したと判断し、交付金の対象から外す。ただ、多くの農家がこの交付金を経営の支えにしてきたの

に加え、一度転作した農家が水田を復活させるのは難しいとされ、道内の生産農家に戸惑いが広がっている」

水活交付金は、経営所得安定対策等実施要綱などに交付ルールが定められている。交付対象外となるのは「畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地」で、具体的には畦畔や用水設備を備えていない農地である。つまり畑作が本作となった水田は、水活交付金の対象にしないことにしているのだ。本作になった場合は、畑作交付金がある。

なぜ北海道新聞が取り上げたか。農水省が問題視した水活交付金の使われ方が北海道に集中しているからだ。北海道で使われる水活交付金は、21年度の当初予算3050億円の17・5%に相当する536億円。水稻作付け面積ベースでの北海道のシェアは、6・8%。「おめこぼし」水田は、道内でも一部地域に集中する。

その水田で麦や大豆などの畑作物を作付けすれば、畑作交付金と水活交付金のゲタがダブルで使える。麦や大豆なら両者合わせて10a7万円前後。道内でも畑作地帯の十勝地方では、畑作交付金の

■水活交付金当初予算額

単位：億円

年度	当初予算
2022	3,320
2021	3,050
2020	3,050
2019	3,215
2018	3,304
2017	3,150
2016	3,078
2015	2,770
2014	2,770
2013	2,517

※22年度だけは概算要求額

ゲタのみ。一方、おめこぼし、水田での転作は、畑作交付金ゲタと同額の水活交付金がつくのだ。

J A北海道中央会の反応が興味深い。12月8日、北海道農協米対策本部委員会で組織討議した結果、J A組合長宛てに「緊急北海道農協米対策本部委員会の概要」文書を発出した。

「J Aグループ北海道として、農水省、自民党の早急な決定プロセスに十分に対応しきれなかったことを反省。見直し案は受け入れがたい内容ではあるものの、一般的な目線から、水田機能を失った水田に対し、水田を活用するための税金が投入されることに、理解を得ることは難しいと想定される」

北海道新聞の記事は、この組織討議を踏まえてのものだが、記事には対策本部委員会が開かれたことも、見直し案が農水省や自民党が正式な手続きを経たうえでのことについては一切言及なし。J A北海道中央会をかばったかのような記事構成になっている。

土門 辛聞

16日付け社説でも、この話題を扱った。「コメ転作交付金急な厳格化は混乱

招く」と前置きして、批判の矛先を財務省に向けた。

「補助金頼み助長と批判する財務省の審議会が、財政圧迫リスクを問題視したためとみられる」

財政制度等審議会のことである。ここでの審議内容は、折に触れてチェックしていた。水活交付金に触れた議論は16年秋以来、毎年恒例のように繰り返されてきたが、正式建議に至っていないことは何となく記憶に残っていた。議論では、交付ルールに示された「水田機能を失っている農地については助成金の交付対象から除外すべき」との意見が表明されただけ。

「財政圧迫リスク」という切り口での意見は表明されていない。

農水省が、水活交付金の「おめこぼし」に見直しをかけてきたのは、予算の膨張に歯止めをかけるためだったが、重要なことは、同審議会の建議に沿ってのことではなく、農水省が自らのイニシアティブで見直しに踏み切ったことだ。もちろん厳しい財政事情が背景にあったことではあるが。

やがて補助金にもメスが入る

その財政制度等審議会が最近、

農水予算で目をつけているのは、補助金に依存する大規模生産者の経営実態である。同審議会が、初めてメスを入れてきたのは、21年度予算の編成等に関する建議（20年11月）。21年12月の22年度建議では、より問題点が深掘りされ、次のような表現になっていた。

「米政策に関して、大規模な農業経営体が、収益性が低く補助金の多い転作作物を作付けする傾向にあることから、水田農業の生産性を高めつつ、転作助成金の財政上の持続可能性を高めていくために、輸食用米や高収益作物の作付けを促していくべき」

これには裏付けとなるデータも添えられていた。農水省「農業経営統計調査営農類型別経営統計（個別経営）」だ。水田作が主業の経営体を対象に、その作付面積別の農業粗収益及び農業経営費における「補助金等受取金」の割合を示したものである。大規模と位置づけられる30ha以上の経営体で10a当たりの農業粗収益の実に35%が「補助金等受取金」だった。

このタイミングでの建議なら、多額の補助金等を受け取りながら、大規模経営体の大半が赤字経営に陥っていて、利益（所得）に

課税される法人税をほとんど納税していないことについてメスを入れて欲しかった。その実態を浮かび上がらせれば、議論はもっと違った方向へ向かうと思う。

数年前、日本農業法人協会に加盟する大規模農業法人の経営実態について、法人税を支払っているのは、ある筋から15%程度と聞いたことがある。米価が下がった昨今では10%を切っているかもしれない。

法人税も払えないのに補助金だけはガッチリ手にする。中には法人税も払えない経営なのに高級車を乗り回している農業法人の悪徳経営者もいる。

大規模経営体に、2つのグループがある。補助金にどっぷり浸かったグループと、補助金に頼らぬグループの2派だ。厳密な区別はできないが、前者は、日本農業法人協会に加入する大規模農業法人になぜが多い。

そして問題は、補助金を受け取っていないながら、法人税を払えるような経営状態の法人が極めて少ないという事実だ。

補助金をもらうだけもらい、税金も払えない農業者を、納税者はどう思うだろうか。